

可児市農業委員会第9回農業委員会総会議事録

開催日時	令和元年9月3日(火)午後1時30分から3時30分
開催場所	可児市役所 4階第1会議室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 正幸、可児 勉、勝野 英俊、日比野泰成、二宮 章二、 鈴木 啓之、奥村 武司、續木 明彦、兼松 君子、高木 伸敏、渡邊 千春、 山田 照男
農地利用最適 化推進委員	浅野 忠、三宅 祥雅、奥村 久光、長谷川謙司、溝口 茂、鈴木 好則、 可児すみ子、栗本 京治、溝口 知春
欠席委員	井藤 平榮
事務局	事務局長 渡辺 達也、課長 鈴木 広行、係長 加藤 哲利、主任主査 金沢 貴
議案	第47号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第48号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第49号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第50号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第51号 土地現況確認申請書(非農地)の承認について 第52号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について
議長 (菱川会長)	<p>令和元年第9回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の農業委員会につきましては、4番井藤平榮委員より欠席届が提出されており、出席委員は13名で定足数に達しております。</p> <p>また、推進委員については、全員出席の9名です。</p> <p>これより、令和元年第9回可児市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました議案のとおりになっております。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の署名委員は議長において、2番大澤正幸委員、3番可児勉委員の両名を指名します。</p>
議長	<p>日程第2、議案第47号「農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」を議題といたします。</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>日程第2、議案第47号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可の内容について説明します。</p> <p>申請の内訳は、贈与2件、交換1件の合計3件です。</p> <p>受付番号1の案件は、下切の方と下切の方との間における、贈与による所有権移転の許可を求めるものです。</p> <p>土地の概要は、下切字旭、地目は畑、面積は95㎡の農振白地です。</p> <p>譲受人は申請地の近隣で耕作をしており、申請地を取得して経営規模の拡大を計画することです。譲受後の耕作面積は3,165㎡となります。</p> <p>受付番号2の案件は、名古屋市の方と土田の方との間における、贈与による所有権移転の許可を求めるものです。</p> <p>土地の概要は、土田字川脇、地目は畑、面積は41㎡の農振白地です。</p> <p>譲受人は申請地の近くで耕作をしており、申請地を取得して経営規模の拡大を計画することです。譲受後の耕作面積は9,583㎡となります。</p> <p>受付番号3の案件は、土田の方と土田の方との間における交換による所有権移転の許可を求めるものです。</p> <p>土地の概要は、土田字川脇、地目は畑、面積は26㎡の農振白地です。</p> <p>譲受人は申請地の近くで耕作をしており、申請地を取得して利便性を図るとのことです。譲受後の耕作面積は9,583㎡となります。</p> <p>以上の各案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動は妥当と考えます。</p>
議長	<p>只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言をお願いします。</p> <p>受付番号1番、下切をお願いします。</p>
溝口(茂)委員	<p>受付番号1について、推進委員5番の溝口から報告をします。</p> <p>場所は、下切地区の青木というところで、ここは下切地区の南端にあたり、多治見市大藪町の近くです。申請地は譲受人の住居のすぐ裏手にあたります。譲渡人はここから40～50mのところ有家があるんですが、この人には後継者がなくて、また最近体調を悪くされて草刈の管理等も十分できないということで、今回話がまとまったということです。</p> <p>なお、申請地の周辺は譲受人の農地があり、一体利用ができ、いろいろな問題も解消されるということで、特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長 三宅委員 議長	<p>それでは、受付番号2番と3番続けて土田、お願いします。</p> <p>先日現地確認を行いました。格別問題ないと思いました。ご審議をお願いします。</p> <p>只今、地元委員さんからの発言に対しまして、何かご意見、ご質問等ありませんか。</p>
議長	<p>【意見なし】</p> <p>ご意見もないようですのでお諮りいたします。</p> <p>日程第2、議案第47号「農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」は、当委員会として許可することにご異議ございませんか。</p>
議長	<p>【異議なしの声多数あり】</p> <p>ご異議ないものと認め、本案件は当委員会として許可することに決しました。</p>

議 長	<p>日程第3、議案第48号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>日程第3、議案第48号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の内容について説明します。</p> <p>今回は3件の申請があります。</p> <p>受付番号1番の案件は、土田の方が農地転用の許可を求めるものです。</p> <p>土地の概要は、土田字川脇外1筆、地目は畑、面積は合計454㎡、農振白地の2種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、資材置場を整備することです。</p> <p>周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック積み及びL型擁壁を敷設することで土砂等の流出を防ぐとしています。雨水排水は自然浸透、汚水排水はありません。無断転用に対する始末書は申請書に添付されています。その他としまして、農地法第5条受付番号7、8、9、10と同時申請となっています。</p> <p>受付番号2番の案件は、土田の方が農地転用の許可を求めるものです。</p> <p>土地の概要は、若葉台一丁目外1筆、地目は畑、面積は合計で273.03㎡、農振白地の3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、月極貸駐車場を整備するとしています。</p> <p>雨水排水は自然浸透、汚水排水はありません。</p> <p>受付番号3番の案件は、土田の方が農地転用の許可を求めるものです。</p> <p>土地の概要は、今渡字反目外1筆、地目は田、面積は合計1,381㎡、農振地域外の3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、1棟の共同住宅を建築するとしています。</p> <p>周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック積を敷設することで土砂等の流出を防ぐとしています。雨水排水は道路側溝へ排水、汚水の排水は、公共下水道へ排水となっています。合計面積が1,381㎡で1,000㎡を超えていますが、2つの筆は道路で分離されていて、それぞれの面積は、1,000㎡を下回っていますので開発協議の対象となっていません。</p> <p>以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっています。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がありましたが、地元委員さんからの発言を求めます。</p>
三 宅 委 員	<p>受付番号1番について、先ほど事務局から説明があったとおりです。現地確認をしましたが、格別に問題がないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>受付番号2番、帷子をお願いします。</p>
勝 野 委 員	<p>5番委員勝野が、現地確認の結果を報告します。</p> <p>この土地は、帷子地区で一番早く大規模に開発された若葉台団地の西の一角にありま</p>

す。西北に向かって行くと 800m ぐらいで西可児駅があります。転用は近隣住民のための貸駐車場を造りたいということで、特に問題ないかと思います。よろしくご審議ください。

議 長 受付番号 3 番、今渡をお願いします。

浅野委員 推進委員 1 番の浅野です。受付番号 3 番について現地確認報告をします。
場所は可児市道広見土田線の今渡鳴子交差点より北東 100m のところです。
転用目的は共同住宅 1 棟を建築する形で申請が出ています。東側申請地は共同住宅、西側申請地は駐車場です。また申請地の南は農業用水路、北は排水路に沿った土地です。転用面積は、1,381 m²ですが道路によって分離されていますので、開発協議の対象ではありません。上水道は前面道路から、下水道は公共下水道へ排水となっていて特に問題ないと思います。雨水排水は道路側溝へ流します。また土地改良区の同意があります。現地確認の結果、問題ないと思います。皆さんのご審議をお願いします。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何か皆さんご質問等ありませんか。

議 長 【意見なし】
ご意見もありませんので、お諮りをします。
日程第 3、議案第 48 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」は、許可相当として市に進達することにご異議ございませんか。

議 長 【異議なしの声多数あり】
ご異議ないものと認め、本案件は許可相当として市に進達することに決しました。

議 長 日程第 4、議案第 49 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 日程第 4、議案第 49 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請の内容について説明します。
申請の内訳は、売買による所有権移転が 8 件、贈与による所有権移転が 1 件、賃借権の設置が 2 件、交換による所有権移転が 1 件の合計 12 件です。
受付番号 1 番の案件は、愛知県丹羽郡扶桑町の方と中恵土の方との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。
土地の概要は、中恵土字山ノ上、地目は畑、面積は 774 m²、農振白地の 3 種農地と判断されます。
転用目的は、一般個人住宅を建築するとのことです。
周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック積みを敷設することで、土砂等の流出を防ぐとしています。雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水するとなっています。
受付番号 2 番の案件は、広見の方と岐阜市の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。
土地の概要は、広見字倉坪、地目は田、面積は 861 m²、農振白地の 3 種農地と判断されます。

転用目的は、3棟の分譲住宅を建築するとのことです。

周辺農地への被害防除策は、L型擁壁を敷設することで土砂等の流出を防ぐとしています。雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水するとしています。

受付番号3番の案件は、広見の方と広見の方との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、広見字田白、地目は田、面積は33㎡、農振地域外の3種農地と判断されます。

転用目的は、譲受人の自己所有農地への進入路を整備するとのことです。

周辺農地への被害防除策は、既設のコンクリートブロック積みにより、土砂等の流出を防ぐとしています。雨水の排水は自然浸透、汚水の排水はありません。

受付番号4番の案件は、渕之上の方と愛知県春日井市の方との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、渕之上字流、地目は畑、面積は合計26㎡、農振白地の2種農地と判断されます。

転用目的は、一般個人住宅を建築するための進入路を整備するとなっています。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック積みを敷設することで、土砂等の流出を防ぐとしています。雨水排水は自然浸透、汚水の排水は公共下水道へ排水するとしています。

現地確認の際、委員さんから西側に隣接する赤道法定外道路について確定できないかと話がありました。申請者に確認しましたところ、建築する前に測量して境界を確定し、境界にブロック積みをすると回答をいただいています。

受付番号5の案件は、兼山の方外4名と桜ヶ丘の方との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、大森字口洞、地目は畑、面積は146㎡、農振白地の2種農地と判断されます。

転用目的は、一般個人住宅の車庫・駐車場を整備するとのことです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック積みを敷設することで土砂等の流出を防ぐとしています。雨水排水は道路側溝へ排水、汚水の排水はありません。無断転用に對する始末書が申請書に添付されています。

受付番号6番の案件は、来月へ見送りとなりました。

受付番号7番の案件は、土田の方と土田の方外2名との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字川脇、地目は畑、面積は72㎡、農振白地の2種農地と判断されます。

転用目的は、譲受人が資材置場及び農地への進入路を整備するとのことです。雨水の排水は自然浸透、汚水の排水はありません。

この案件は、農地法第4条受付番号1番及び農地法第5条受付番号9番、10番と同時申請です。

受付番号8の案件は、名古屋市千種区の方と土田の方との贈与による所有権移転で、転

用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字川脇、地目は畑、面積は 42 m²、農振白地の 2 種農地と判断されます。

転用目的は、譲受人が既存の農業用倉庫を移設する敷地とするとしています。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック積みを敷設することで土砂等の流出を防ぐとしています。雨水の排水は自然浸透、汚水排水はありません。

受付番号 9 番の案件は、名古屋市千種区の方と土田の方外 1 名との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字川脇、地目は畑、面積は 153 m²、農振白地の 2 種農地と判断されます。

転用目的は、譲受人が自己所有農地への進入路を整備するとしています。

周辺農地への被害防除対策は、コンクリートブロック積みを敷設することで土砂等の流出を防ぐとしています。雨水排水は自然浸透、汚水排水はありません。

この案件は先ほど説明しましたように、農地法第 4 条受付番号 1 番及び農地法第 5 条受付番号 7 番、10 番と同時申請となっています。

受付番号 10 番の案件は、土田の方と土田の方との交換による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字川脇、地目は畑、面積は 26 m²、農振白地の 2 種農地と判断されます。

転用目的は、資材置場を整備するとしています。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック積みを敷設することで土砂等の流出を防ぐとしています。雨水排水は、自然浸透、汚水排水はありません。

この案件につきましても、農地法第 4 条受付番号 1 番及び農地法第 5 条受付番号 7 番、9 番と同時申請となっています。

続きまして受付番号 11 番の案件は、土田の方と多治見市の法人による賃借権の設定で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字富士ノ井、地目は田、面積は 322 m²、農振地域外の 3 種農地と判断されます。

転用目的は、薬局を建築するとしています。

雨水の排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水としています。

この案件は、農地法第 5 条受付番号 12 番と同時申請となっています。

受付番号 12 番の案件は、土田の方と名古屋市昭和区の方との賃借権の設定で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字富士ノ井、地目は田、面積は 74 m²、農振地域外の 3 種農地と判断されます。

転用目的は、内科診療所を建築するとしています。

雨水の排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水としています。

この案件は、先ほどの農地法第 5 条受付番号 11 番と同時申請となっています。

受付番号 13 番の案件は、下恵土の方と広見の方の売買による所有権移転で、転用許可

を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字高田、地目は田、面積は763㎡、農振地域外の3種農地と判断されます。

転用目的は、2棟の貸家の一般個人住宅を建築するとしています。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック積みを敷設することで土砂等の流出を防ぐとしています。雨水排水は土地改良区排水路へ排水及び自然浸透、汚水排水は公共下水道へ排水するとしています。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっています。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、中恵土お願いします。

山 田 委 員

受付番号1番について、14番山田が説明します。

物件の概要ですが、場所は中恵土地区センターより東北約300mのところ、申請地の東側は御嵩町です。今は雑草が生い茂る畑ですが、雨水排水は道路側溝ですので、農業用水への影響はないと思われますのでご審議のほどお願いします。また譲受人の変更で事変が出ております。

議 長

受付番号2番と3番、広見お願いします。

溝口(知)委員

推進委員9番の溝口が、物件の説明をします。

受付番号2番の説明をします。

この物件は、農振の除外申請がなされて許可になった物件です。場所としては、伊川と川北住宅の間に位置する最近住宅の増えているところです。隣地の承諾、水利の承諾等は全部とれているようですので、何ら問題ないのかなと見てまいりました。ご審議のほどお願いします。

続きまして受付番号3番ですが、これは大森大橋の袂になります。農地への進入路を買い求められて農転を申請されるもので、これも何ら問題ないを見てまいりましたので、よろしくご審議のほどお願いします。

議 長

受付番号4番、淵之上お願いします。

栗 本 委 員

推進委員8番の栗本が、現地確認の報告をします。

この物件は、先ほど事務局が話されたとおり進入路を設けるということですが、ここに赤道が入っているということで、申請地に若干かかっています。昔、可児川の水をせき止めるために通った道ということです。それで、この進入路にもかかっていますので、これは一回地元の人々の了解を得てもらった方がいいのではないかと思いますけれども、後は何ら問題ないと思います。慎重なご審議をお願いします。

議 長

受付番号5番、大森お願いします。

可児(す)委員

7番推進委員可児が現地確認の結果を話します。

受付番号5番の申請地は旧大森農協から600mぐらい東に入ったところに天理教がありますが、その隣にある土地です。この土地はお父さんが亡くなられて、相続される方全員がここに住まないということで、お父さんが住んでいた家を買われた方が、その家に隣接する申請地を駐車場として購入されるものです。ただし、申請地に車庫がかかっていまし

たので、始末書が提出されています。後は問題ないと思いますので、ご審議をお願いします。

議 長 受付番号7番、8番、9番、10番、11番、12番、土田お願いします。

三宅委員 つぶさに現地確認をしてきましたが、格別の問題ないことを確認してきました。よろしくご審議願います。

議 長 受付番号13番、下恵土お願いします。

可児(勉)委員 3番可児が、発表します。

ここは、田を作ってみえたところで、非常に良いところです。譲受人が貸家2棟を建てるということで申請が出ています。一般基準判定がクリアされています。公共下水道は現在来ていませんが、新設公共下水道ということで、完成後公共下水道に繋ぐということを知っていました。それ以外は何ら問題ないと思ってきましたので、ご審議をお願いします。

議 長 意見がありました、受付番号4番の渕之上の件ですが、申請地が赤道に出ている点について事務局説明を加えてください。

事務局 今回の申請地の東側につきましては境内地となっています。資料の地図では赤道のように見えますが、これは赤道ではありませんでした。申請地の西側に公図上及び現地に赤道らしき形跡がありました。いわゆる法定外道路であり、その点につきましては申請者に打診しておりまして、建築前に測量して赤道を確定し、境界にブロック積みをするとしています。これについては、問題ないかと思えます。

議 長 委員のみなさん、よろしいでしょうか。

その他、ご意見等ありますか。

【大澤委員挙手あり】

大澤委員 2番の大澤ですが、5条の9番と7番の土田の案件についてお尋ねします。現地を見られたということですが、東からの進入路ですが、これは奥にある資材置場と畑への進入のため造られるということだと思われるのですが、東側の道路に接続される訳ですが、この東側の道路は市道なんですね。それでいいですね。

三宅委員 はい。

大澤委員 その市道への取り付け部分には市道に側溝が入っているのですか。

三宅委員 そこまで確認できませんでした。

大澤委員 その場合、資材置場としての進入路の幅員はどれだけだと確認して見えますか。

【事務局挙手】

事務局 この進入路の幅員は、6mと伺っています。

大澤委員 6mですか。そうしますと奥の資材置場に3m、畑に3mの接続ということですか。

事務局 具体的にそれぞれ3mとは聞いておりません。

大澤委員 資料の図面で見ると、だいたい真ん中ぐらいと解釈しますと、6mで資材置場へ搬入となればかなり重たいものを積んで乗り入れられると思いますが、周りは畑ですから水の問題は関係ないと思いますが、どのような道を造られるか、ただ資材置場だから自分で自分の土地を踏んで行って使いますよということだけなんですけど、きれいに道路として側溝をいれて整備をしますというふうな話は聞いていますか。

事務局 西側にあります資材置場ですが、資料の航空写真を見ていただきますとお分かりいただきやすいと思いますが、既に資材置場として使われているところです。追認案件ということで始末書を付けて申請が出てきています。それに合わせて畑のところを整備すると今回転用申請が出ています。

大澤委員 それは分かりますが、道路を付けられて、今度東から入って、今の資材置場を活用することですね。それは理解します。それでどのような道路にされるのかという話がきているのですか。側溝を入れてきれいに舗装をされるのか、それとですね、東に接道する市道にきちっと側溝が入っている、農地への乗入側溝でないと思いますが、その辺の指導は農業委員会とは関係ないといえればそれまでですが、市の方でその辺の指導というのはやはりある訳ですか。

事務局 この進入路につきましては、例えば舗装をすとか、側溝を設けるとかという指導はしておりません。実際にここについては雨水の排水は側溝への排水と言うわけではなく、地下浸透ということです。

大澤委員 それは、結構です。私が言っているのは、水の問題を言っている訳でなくて、側溝が車両の乗り入れのときに壊される可能性がでてくるのではないかということをお尋ねするんですが、その辺は乗り入れの側溝と普通の側溝とは構造が違うでしょう。その辺、これからきつと重たいものをこちらから積んで入れられるということが想定されるんですが、その辺は農地転用とは関係ないといえればそれだけですが、乗り入れとしてのバチを切ってみえる、バチをいれると8mくらいになる、その辺を市は指導をされるのか否かどうですか。確認をしていないということであれば結構ですが。

事務局 確認等はしていませんが、申請者には今のご意見についてお伝えしたいと思います。

大澤委員 ありがとうございます。ぜひ大型車両が乗り入れたときには、側溝を壊してしまいますので、それについて良き指導をしていただきたいと思います。

【山田委員挙手】

山田委員 事務局に受付番号2番についてお尋ねしたいですが、現地確認の際、残る水田の給水口の位置が不明だったので、はっきりしてくれということで、事務局への宿題になっているはずでした。残る水田の道路挟んであるお宅あたりに給水口らしきものがあつたと思いましたが、田への水がどこにある給水口からきているか、不明であつたのですが事務局結果はどうでしたか。

事務局 この件は現地で確認して、周りに影響がないと確認したと思いますし、併せて土地改良管理組合の方から問題ないと回答をいただいていますので、特にここは農振除外、農地転用される関係で周りの水田には影響がないということで現地確認させていただいています。

山田委員 現地確認の際に給水口がはっきりしませんでした。

先ほどのお宅の前に給水口らしきものがありました。

事務局 いまお話されたお宅につきましては、対面の南側の中央付近から取口がありましたので、道路を横断して今のお宅の方から水路が来ていたと見てきました。それで問題ないと思いましたが、併せて広見西部土地改良管理組合から問題ないと意見もいただいていますので、現地確認と書類で特に隣地の農地については水の影響はないと思って見てきました。

山田委員 給水口の件は、現地確認の時にちょっとはつきりしなかったですね。どこから給水されているんですかね。この点について、私がもう一回見てきます。

事務局 では、山田委員が行かれる時に一緒に現地確認にいきます。

山田委員 どうかお願いします。

議長 その他、何かご意見ありますか。

議長 【意見なし】

議長 それでは、ご意見もないようですのでお諮りをいたします。

議長 日程第4、議案第49号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」は、これを許可相当として市に進達することにご異議ありませんか。

議長 【異議なし多数】

議長 ご異議ないものと認め、本案件は許可相当として市に進達することに決しました。

議長 日程第5、議案第50号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局 事務局の説明をお願いします。

事務局 日程第5、議案第50号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、説明させていただきます。今回は1件の申請です。

議長 受付番号1番は、当初事業者の愛知県丹羽郡扶桑町の方と事業継承者の中恵土の方との売買による所有権移転で、事業計画変更の承認を求めるものです。

議長 土地の概要は、中恵土字山ノ神、地目は畑、面積は774㎡、農振白地の3種農地と判断されます。

議長 転用目的は、一般個人住宅を建築するとしています。

議長 周辺農地への被害防除対策は、コンクリートブロック積を敷設することで土砂等の流出を防ぐとしています。雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水としております。

議長 周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万が一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとしております。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言をお願いいたします。

山田委員 14番委員の山田が説明をします。

議長 隣地所有者の問題で譲受人の変更ということですか。

議長 只今、地元委員からの説明がありました。何か質問等ありますか。

鈴木(啓)委員 【鈴木(啓)委員挙手】

鈴木(啓)委員 8番の鈴木が事務局にお尋ねしたいと思います。転用理由のところですね、隣地の所有者の方が事件を起こして恐怖を感じて事業を実施できなかったと、ありますけれども、この事件の関係とその事業の関係とは、実施できなかった理由、意味がおかしいのではないかと私らは感じたのですが、その辺のところはどうですか。

議長 【事務局挙手】

事務局 事業計画変更申請の中に、隣地の土地所有者が事件を起こしたと記載されておりました。

鈴木(啓)委員 事件により事業が云々とは何か一つの理由付けのような気がしてならないと感じるんですが、それで事件があったとしても、その怖さで実施できなかったというのは、何か逃げ道のように気がしてならないですが、それにこだわる必要はないかもしれないけれども、こういう転用事由の中にこういう文面というのは、果たして書いて良いのかを疑問に感じるのですが。いかがでしょうか。

長谷川委員 推進委員4番の長谷川ですが、この件に関しまして、購入が昭和のときだと思うのですが、その間ずっと造られていない訳ですよ。そうなるこの事件というのは相当前の話で、今現在は、もう済んでいる話なんですよ。それが相当なのかどうかは私にはわからないことですが、取得時期はいつ頃ですか。

事務局 転用許可自体は昭和57年の6月28日付けで許可が下りています。

長谷川委員 その時に建てようとして、その後そういった事件があったそうですね。今現在はその方は多分亡くなられて、もういらっしゃらないと思います。

鈴木(啓)委員 今、長谷川委員が言われましたように平成になってからもう30年経ちますよね。普通いろいろな関係では20年で時効という話がよく出るんですが、30年も経ってこういう文面の書き方、これにこだわる訳ではないのですが、もう少し文面を考えて理由付けをされたらいいのかという気がします。

もう少し付け加えますと結局昭和が終って平成になってから事件が起きたと思いますが、そのときになぜ建てずに今までずっと放置してきたのか、その方がいつ亡くなられたかわかりませんが、10年ぐらい経っていると思いますけれども、なぜ今頃になってこういう話がでてくるのか、たぶん売りたいからでしょうね。

【大澤委員挙手】

大澤委員 大澤ですが、今言ってみえるのは、説明資料の話でしょうか。説明資料というのは、事務局が申請者から話を聞いたとおりに書いたものであって、実際にこれから永久保存できちんとして残るのは議案書の方であり、ですから書き方は確かにあまりいい感じにとれないのですが、永久に残るものでなく議案の方が残ると思いますが、素直に説明を書いただけであって、この方はここに住むのが嫌になり、他のところに行ったので、ここには造りませんので次の方に売りますということで、それだけのことで、書き方は少しよくないかもしれませんが、特に問題にするべきでないと思いますのでよろしくお願いします。

事務局 申請時に理由をどのように書くべきか相談がありましたが、意図的に変えてもらうこともできないので、そのままの理由を書いてもらいました。

鈴木(啓)委員 はい、了解しました。この理由を見た時に、こんな書き方はいかがなものと思いましたので、質問させていただきました。ありがとうございました。

長谷川委員 例えばですが、実際農地転用の許可が下りてから34、5年経っていますが、こういうものは時効というものはないので、いつまで経ってもいいのですか。

事務局 農地転用の許可には時効がなく、申請者が亡くなっても許可自体は生きています。

議長 その他何かありますか。

【事務局挙手】

事務局 先ほど、5条許可申請の受付番号4番の案件で赤道の話がでましたが、これにつきましては境界確定ということもありますが、公図上は申請地の西側になっていますが付け替えて東側になっていることも考えられますので、一度地元を確認をするように代理人を通じて申請者側に伝えさせますので、よろしくをお願いします。

議長 その他何かありますか。

勝野委員 **【勝野委員挙手】**
6番委員の勝野です。
今の事務局からの農地法5条の4番ですが、現地の26㎡に赤道が入っているのか、いないのか。

事務局 入っていないです。

勝野委員 入っていないですか。そうであれば問題ないじゃないですか。

事務局 先ほど説明の中でも申し上げましたが、今回申請がありました東側隣地である境内地と申請地との間には赤道は存在しませんでした。申請地の西側には赤道が字絵図でも通っていました。これにつきましては、先ほどの説明に戻りますが、境界にブロック積みをして、赤道を確保すると回答をいただいています。

議長 その他何かありますか。

議長 **【意見なし】**
ご意見もないようですので、お諮りをいたします。
日程第5、議案第50号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」は、当委員会として承認相当として市に進達することにご異議ございませんか。

議長 **【異議なしの声多数あり】**
ご異議ないものと認め、本案件は承認相当として市に進達することに決しました。

議長 日程第6、議案第51号「土地現況確認申請書（非農地）の承認について」を議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 日程第6、議案第51号、土地現況確認申請書（非農地）の承認について、内容を説明させていただきます。今回申請は2件です。
受付番号1番の案件は、美濃加茂市の方が所有する田とため池です。
土地の概要は、兼山字的場、地目は田とため池、面積は合計で2,469㎡です。
この農地は、昭和40年頃まで耕作されていたとのことでしたが、昭和45年ごろから山林原野状態になり、現在に至るとのことです。
受付番号2番の案件は、御嵩町の方が所有する畑です。
土地の概要は、兼山字的場他4筆、地目は畑、面積は合計で1,334㎡です。
この農地は、昭和47年頃まで耕作されていたとのことでしたが、昭和50年ごろから山林原野状態になり、現在に至るとのことです。

議長 只今、事務局からの説明がありました。地元委員からの発言をお願いします。
受付番号1番と2番について、兼山をお願いします。

山田委員 はい、受付番号1番について山田が説明します。

物件の概要ですが、場所は東海環状自動車道の高架下と県道御嵩川辺線と交わる地点です。兼山小学校の南側の山間地です。台帳地目は田になっておりましたが、現況は原野・雑草地で耕作は無理と判断して、皆さんの審議をお願いします。

受付番号2番についても同様であります。この物件も受付番号1番と同様です。

議長 只今、地元の委員さんから説明がありましたが、何かご意見、ご質問等はありませんか。

【意見なしの声あり】

議長 ご意見もないようですので、お諮りをします。

日程第6、議案第51号「土地現況確認申請書（非農地）の承認について」は、当委員会として原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 ご異議ないものと認め、本案件は当委員会として承認することに決しました。

議長 日程第7、議案第52号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 日程第7、議案第52号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について説明します。

今回の利用権の設定は、3件の申請があります。

この3件の案件で利用権を設定される方は、同じですので併せて説明します。筆としましては、田が3筆と畑が1筆です。利用権の設定期間は、受付番号1番は10年、受付番号2番3番は20年となっています。

議長 只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。

【大澤委員挙手】

大澤委員 2番の大澤ですが、事務局にお尋ねしますが、今回借りられて作られる方ですが、この借り入れ前の農地所有面積は1,978㎡、この2反に満たない方が、これだけの面積の農地を借りて何をやられるのですか。

事務局 今まで可児市の中では、塩で営農型の太陽光発電とともにギボウシの生産をされています。ここに加えて今回、1番から3番までありますが、この内1番と3番は麦を生産される、2番については麦とエゴマを生産されるという話を聞いております。

大澤委員 農作物を作られるのですか、太陽光でなくて。

事務局 はい、太陽光ではないです。

大澤委員 もう一つ、ここで沢山作ってくださって、20年も田を守りしていただけることは結構なことですが、一つ気になるのは3番の第1種住居地域の中の、この130㎡という小さな畑を20年間、周りに家ができているところに借りて畑作をするとうことは、本当なんですかね。ここは第1種住居地域ですので、本当にここで20年間、この方やられるんですかね、これ箍をはめてしまえば本当に20年間やることになる訳ですね。途中で止めたと言えるのですか。

事務局 まず期間が 20 年という話と 130 m²と面積が少ないという話ですが、これにつきましては、実は申請地の周辺も、今回見送られました、利用権の設定を受けるこの方が借りて拡張したいという意欲を示されています。途中解約については、合意解約という所有者と使用者の方が相互に合意をされて解約という制度もあります。

大澤委員 何年という箍はないですね。1 年借りて止めたと返して、転用を出すことも可能なんですね。

事務局 20 年となっているところが、合意解約であれば、1 年 2 年で返すということは、十分考えられます。

大澤委員 それから第 1 種住居地域なので不思議なんです、この方は、農振農用地でなくても農地として守ってくださいと言え、借りてくれるのですか。ということは川合でも誰か農地を守りしてくれないかという話があったのですが、川合は農振農用地域でない、誰も借りてくれないよ、だからもう売らなさいとってどんどん売らせているんですが、本当にここに頼めば守りをしてくださるんですか。

事務局 話を繋ぐことはできるんですが、100 パーセント借りていただけるかお約束はできません。

大澤委員 はい、ありがとうございます。

二宮委員 借りて作らなくてもいいんですか。今ちょうど荒れかけているんですけども。

事務局 一応利用権設定にあたっては、申出書の中に、どういったものを生産するか計画について記載する場所がありまして、その計画に基づいて麦であるとかエゴマであるとかを書いていただいて生産する内容を審査することになっています。借りたけれども生産しないということは本来ないと思います。

それとここにも書いてありますけれども、解除付き賃貸借ということで、この解除条件というのは、耕作をしなかった場合は解除できるという項目が入っていますので、利用集積というのはあくまでも、耕作なり作付けが目的ですので、それができないということになれば、解除ということになります。

二宮委員 解除というのは、貸した方が解除と言わなければ解除にならないということですか。

事務局 そうです。

二宮委員 2 番の案件の南ですが、既に今荒れかけているんですが、貸した方が全然耕作ができないので貸しておられますが、この方少し体が不自由となってきたことと、子どもさんも耕作をやらない。我々としてそこはこのまま作らないとその辺り一帯が荒地になってしまうから、借主が作らないからといって、所有者は解除しないじゃないかと思えます。

先ほどの説明の中で、借人は既に別の所で太陽光発電をしてみえるということですが、その場所についてもう一回はつきりとおっしゃってください。

それから 10 アールあたりの賃借料が 1 万円というのは、貰えるということですか。払うのでなくて。大変条件がいいと思うのですがはつきりしてください。

事務局 10 アール当たりの賃借料が 1 万円というのは、地主に対して払われるお金です。あと太陽光発電の場所は、ガソリンスタンドから南にいけますと県農業大学校へ斜め上がって行く道があると思いますが、ちょうど上り口の南側の右手に高圧鉄塔の袂にある太陽光発電です。

先ほど、二宮委員から作られないという話になった場合は、当然行政側で利用権を設定しているということで、耕作するように貸人には指導していくことになります。

二宮委員 よろしくお願ひします。あのあたり一帯が荒地になってしまうので、10アール当たり1万円というのは、儲けようとするの大変だと思います。

鈴木(啓)委員 もう一つ今の関連ですが、少し質問させていただきたいのですが、作ることが条件ということですが、市の方の管理というか今の条件で作っているのか、作っていないのかを見に行くとか現地確認はされるのですか。

事務局 1年やってみて、全然現状のままというのは、これは違法というかと思いますが。そのところきちっと把握しないと、強いもの勝ちじゃないですがやりたい放題のことになってしまうと、せっかく貸した人も気の毒だと思いますし、その辺の管理は徹底されるのですか。

事務局 利用権設定された土地について事務局はやっていません。

事務局 今現在委員の皆さんしていただいています遊休農地の調査の中で、何かおかしいなと感じられた場合には、調査票に書いていただければと思います。貸す側にとっては解除する条件がついているということで、貸す側に有利になっています。あくまで貸人側から申出がないと解除できないというものですので、その辺のところをご理解いただくとともに、委員の皆様のパトロールをよろしくお願ひしたいと思います。

鈴木(啓)委員 今、市の方では確認しませんよとのお話ですが、そうしますと各地区の農業委員の皆さんが、該当農地を確認せよということですか。

事務局 地域の委員さんにご協力いただくことになるとは思いますが、それに加えて住民の方から隣接する農地について、直接苦情が寄せられます。この情報により年間50件以上の適正管理のお願いの文書を出しています。事務局が全く確認しないということではなく、寄せられた苦情等については、その都度対応しているというのが事実であります。

事務局 あと、報告事項のところの説明しますが、農地の適正管理につきまして、総会の際に指導件数を報告させていただいていますので、8月分につきましては、後程協議報告事項の中で報告させていただきます。

鈴木(啓)委員 各農業委員は申請があったときに現地確認をします。そのときに今の3件を見るということが必要な気がするんです。申請があつて農業委員会で許可をして事務局としては終わり、その後見に行かないということですが、毎月事務局と地元の農業委員が農地転用の申請を毎月現地確認しますので、毎月とまでいかなくとも少なくとも半年なりに確認すれば、もう少し指導ができるのでないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

議長 この農地の利用集積の申請に関しまして、農業委員の方は現地確認をしません。これは、農地の地権者持主と借りる側の双方の話し合いですので、双方との話し合いの中での人間のモラルといひますか、借りただけで借りっ放しにして、何も作らずに貸してしまうというのは、貸し借りの書類を作るのですのでお互いに信頼し合つて、農地の貸し手側借り手側に任せなければならないことだと思います。ですから今この可児では、農協のドリームファームさんと森本ファームさん、土田の小林工業さん、いろいろな方が非常に多くの水田を借りておりますけれども、その多くの農地を確認するということは無理だと思います。貸し手と借り手で頑張つてやつてもらふしか仕方がないという形で理解していただい

きたいと思っています。それから、私もこの20年間というのは、一昔10年といたしますので、これから20年先といたしますと時代がどう変わっているかわかりませんので、果たして、20年間10年間はいかがなものかと少し感じる訳なんです、うまいこと20年間株式会社岐阜農業センターが存続していればいいのですが、20年先はお互いにわかりませんので、もう少し短いスパンでの貸し借りではいいのではないかな、また更新していただければいいのではと少し思いました。

二宮委員 農地の利用集積ですね、どこがなっているとかのマップみたいなものは、資料としてありますか。農業委員も代わったりしますと分からなくなってしまうから、何かそういうマップなりがあれば分かりやすいと思いますが。

議長 今現在、マップとしてはないです。ただし、農地台帳上では、利用権設定されているところは、総会で承認後登録されます。どの土地が利用権設定されているとか何年間なのか、利用権設定には終期がありますので終期の少し前に終期通知という形でそれぞれ貸している方と借りている方に更新されるかどうかの案内文書を送付しています。

二宮委員 見える化というぱっとして見えるものはないですか。

今のコンピューターの時代ですから、打ち込んだ日から何年経ったらパソコンの画面に自動的に表示されるとかできないことはないですね。わざわざ台帳を見ないと分からないではなく、時が来たら帳票類からパソコンの画面の図面に該当地が色で表示され、ぱっと分かると農地集積の状況が一目で把握できるといいと思います。我々の代が代わるとどのようになっているか次の農業委員には分からなくなってしまう。それか地区別にリストがあれば、この地区は、例えば春里地区なら春里地区に、この物件とこの物件が、登録されていますよということが分かれば、いいかと思いますが。

事務局 ありがとうございます。

今後の話になってきますが、産業振興課が主導として行う人・農地プランの関係の中で、地域にどういう方がどこに農地を持っているかを地図上で示して、どなたから借りられるとかの情報をマップ上に落としていくということ聞いております。ただ、まだスタートをしていない状況ですので具体的には申し上げられない状況です。担い手を確保するための方法・手段として、どここの地区が重要であるということは、今後モデル地区2箇所をまずは作るという話を聞いておりますので、それでこれが順番に広がっていけば市内全域になると思っています。

二宮委員 地主に今回許可が下りたら、私の任期も来年の7月中までですので来年の4月頃に現地がどうなっているかを市に連絡しますので、しっかりと管理していただくようよろしくお願いします。

議長 その他何かありますか。

【長谷川推進委員挙手あり】

長谷川委員 推進委員4番の長谷川ですけれども、利用権の設定が20年間となると貸手側が仮に亡くなった場合に、その相続人が譲受人がいなかった場合にどうなるのでしょうか。

事務局 借り受けの方が法人の場合には、その代表がかわられてもそのまま継続する形になります。ただし、貸側がもし代がわりされるとか、いない場合にそういうことによって利用権設定自体が解消されるものでないということですので、20年ということであれば20年

間は両者の合意解約がなければ、その期間まで継続するという事です。

長谷川委員 20年間の利用権を設定していて10年で亡くなった場合、あとの10年間というのは、
 どういう考え方なんでしょうか。
 仮に農業委員会が許可して、あとの10年間知らないよ、そんなことでも可能と考えて
 いいのですか。
 もしですね、相続人みたいな人を確認して賃借権を付けるならいいかもしれませんが、
 その確認はしていませんよね。

事務局 農地台帳上では、農地情報に基づいて農地の所有者が更新されますが、これは農地法3
 条の3による届出を出してもらうことが前提でありますけれども、これは全て届出がある
 訳ではないので、そのあたりの摺り合わせは、毎年税務課の情報提供に基づいて農地台帳
 が整備されていきますけれども、その中でおおよそ相続された方が特定できると思ってい
 ます。

長谷川委員 そうなると、例えばあとの10年は税務課の方から、私の場合も誰が固定資産税の納付
 を引き受けるのかの文書が来たんですが、引き受けることができない場合も人によっては
 あると思うのですが、そういう場合はそのままになってしまい、誰も引き受け手がないと
 いう状態になってしまうことも起きえるのですかね。そういう場合農業委員会として、そ
 れについては知らないよという考え方でよろしいでしょうか。
 一応20年間許可を出すということは、農業委員会として責任があるという考え方、20
 年間の間は誰か引き受け手があるという前提の下で許可を下さないと少しまずいのでな
 いかという気もしますが、その辺りはどうでしょうか。

大澤委員 私が思うには、今の段階で20年を2人が約束をして、貸し借りをしますよという申請
 がきているのであって、私たちは今の段階でいいですよという判断をするだけであって、
 これから先、10年先その方が亡くなってどうなるかどうかは、私たちの管轄ではなくつ
 て、その継続はお互いにどちらかが申し出てもう止めましようと言わない限り、続いてい
 きますので、今の段階でこの場で判断すれば結構だと私は思います。

長谷川委員 そうしたらその20年というのはここで保障する訳でなくて、今現在のことと考えてよ
 いのですか。

大澤委員 そうです。先ほども言われたように、もう20年は今認めたんだけど、途中でお互
 いが、いやだとか止めますよと言えばそれで解除できる訳です。

長谷川委員 それはそうなんです、亡くなった場合その後お互いの合意解除ができない。
 大澤委員 というのは、どちらも言わなければずっと引き継いでいくのであって、亡くなろうがど
 うしようが続いていけばよいのであって、20年先にどうしますかと言えばいいのです。

長谷川委員 そうすればいいのですか。
 大澤委員 それでいいと思います。
 長谷川委員 ありがとうございます。
 議長 その他何かご意見ありますか。
 【意見なし】
 議長 ご意見もないようですので、お諮りします。
 日程第7、議案第52号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地

利用集積計画に対する決定について」は、これを承認し市長に報告することにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長 ご異議ないものと認め、本案件は、当委員会としてこれを承認し、市長に報告することに決しました。

議長 以上をもちまして、本日の総会に付議された審議案件は全て終了しました。
続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、報告事項について事務局から説明します。
1点目です。農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について説明します。
今回2件の届出がありました。

坂戸の方外1名で、内容としましては田5筆、面積は5,292㎡、畑5筆、面積は1,746.29㎡、合計10筆の7,038.29㎡で、全てが相続に伴う届出でした。

農地の適正管理について説明しますので別添資料をご覧ください。8月における適正管理として雑草等が生い茂り、近隣住民からの苦情が寄せられた19筆の農地について、農地適正管理の面から書面にて指導を行いました。こういった苦情の寄せられる農地は、本年のみというところもあれば、毎年というところもありますので、委員の皆様にも現地を確認していただけたらと思います。8月は先月より大変増えたという状況でした。報告事項は以上です。

続きまして、連絡事項です。

農地現況調査、荒廃農地についての調査ですが、提出期限が次の総会10月4日となっておりますので、お願いします。なお、暑い日々が続きますので、くれぐれも体調には気を付けて調査をお願いしたいと思います。

今後の日程です。まずは3日後に迫りました可児市農業委員会の視察研修ですが、今回飛騨市に行きます。資料に付けさせていただきます行程表により視察を行います。昼食の関係がありますので、ご都合が悪くなった方は事務局へお知らせください。

農業委員・農地利用最適化推進大会の岐阜県大会が可児のアーラの大ホールで開催されます。日時は、9月12日木曜日の午後1時からスタートということで受付は11時45分からとなっております。一応事務局職員が受付の近辺におりますので、資料等を受け取っていただければと思います。ご欠席される方は、事務局にお知らせください。

農地転用の現地確認です。9月9日受付分を10月2日水曜日に行いますのでよろしくお願いします。また資料につきましては、1週間ほど前に郵送させていただきますので、その資料をご持参の上現地確認に臨んでください。

第10回の総会は、10月4日の金曜日1時30分から、会場はここ4階第1会議室で開催しますのでお願いします。

議長 それでは飛騨市への視察研修について少し補足で説明します。服装は自由です。視察先のハウレンソウ農家は、私の友人ですので自由に質問してください。ベトナムの実習生を6人か7人と地元の女性たちとハウレンソウを何町歩と耕作していますので、何でもいい

ので質問してください。

この方は農業新聞にも載りましたが、集落の用水を利用して発電をするということで、電気を作っている代表者になっております。

議

長

それでは、これをもちまして、令和元年第9回可児市農業委員会の総会を閉会させていただきます。

今日はどうもご苦労様ございました。